

第70回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告	
主要な事業内容	1
主要な営業所及び工場	1
従業員の状況	2
会社の新株予約権等に関する事項	2
会計監査人の状況	3
業務の適正を確保するための体制	4
会社の支配に関する基本方針	8
剰余金の配当等の決定に関する方針	9
■連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	10
連結注記表	11
■計算書類	
貸借対照表	23
損益計算書	24
株主資本等変動計算書	25
個別注記表	26
■監査報告書	
会計監査人の監査報告書 謄本	32

株式会社アシックス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

主要な事業内容

各種スポーツ用品等の製造及び販売

パフォーマンスランニング	ランナーが快適に走ることができ、優れたパフォーマンスを発揮できるように機能性をもたせたランニングシューズを展開するカテゴリー
コアパフォーマンススポーツ	陸上競技、テニス、バレーボールなどの競技スポーツ用のシューズを展開するカテゴリー
スポーツスタイル	ランニングやトレーニングをライフスタイルに取り入れ、楽しむファンランナー向けのランニングシューズやデザイン性に優れたカジュアルにスニーカーとして使用できるシューズを展開するカテゴリー
アパレル・エクイップメント	アシックスブランドで、競技用ウエアや日常のファッションアパレルなどを展開するカテゴリー
オニツカタイガー	社名をアシックスとする1977年まで、かつて競技用だったシューズを、2002年に洗練されたスタイルを求めてスポーティなファッションブランドとして復刻したブランドを展開するカテゴリー

主要な営業所及び工場

①当社

名 称	所 在 地
本店	兵庫県神戸市
アシックススポーツ工学研究所	兵庫県神戸市

②重要な子会社

会 社 名	所 在 地
アシックスジャパン株式会社	東京都江東区
アシックス商事株式会社	兵庫県神戸市
アシックスアメリカコーポレーション	米国
アシックスヨーロッパ B.V.	オランダ
亞瑟士(中国)商貿有限公司	中国
アシックスオセアニア PTY.LTD.	オーストラリア
アシックスアジア PTE.LTD.	シンガポール
アシックスブラジルリミターダ	ブラジル
山陰アシックス工業株式会社	鳥取県境港市
アシックスアパレル工業株式会社	福井県越前市

(注) 2023年12月18日付で、当社はホグロフスABの全株式を譲渡いたしました。

従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
日 本 地 域	1,472名 [360名]	58名減 [26名減]
北 米 地 域	1,314名 [217名]	84名増 [8名減]
欧 州 地 域	1,556名 [144名]	14名増 [12名減]
中 華 圏 地 域	1,133名 [64名]	87名増 [7名増]
オセアニア地域	274名 [247名]	34名増 [38名増]
東南・南アジア地域	439名 [66名]	66名増 [25名増]
その他の地域	630名 [19名]	165名減 [1名増]
全社（共通）等	2,109名 [362名]	21名減 [60名減]
合 計	8,927名 [1,479名]	41名増 [35名減]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員数を外数で記載しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権等の内容の概要

区 分 (発行決議の日)	新株予約権 の 総 数	新株予約権の 目的である株 式 の 種 類 及 び 数	新株予約権 の 払 込 金 額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の 価 額	新株予約権を 行使すること ができる期間	新株予約権の 行使の 条 件	保 有 人 数
第5回新株予約権 (2017年4月26日)	334個	当社普通株式 33,400株	1株当たり 1,670円	1株当たり1円	2020年5月30日から 2047年5月29日まで	(注) 1、2	当社取締役 1名 (社外取締役を除く)
第6回新株予約権 (2018年4月20日)	295個	当社普通株式 29,500株	1株当たり 1,786円	1株当たり1円	2021年5月19日から 2048年5月18日まで	(注) 1、2	当社取締役 2名 (社外取締役を除く)

(注) 1. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができません。

2. その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内容	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	71百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、前事業年度の監査計画と監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である合意された手続業務を委託しております。

(4) 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算関係書類の監査

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると監査等委員会が判断した場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査等委員会が会計監査人の監査能力に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制基本方針

当社グループは、企業精神である「ASICS SPIRIT」、「アシックスCSR方針」及び「コーポレートガバナンス基本方針」に則り、会社法及び会社法施行規則に基づいて、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備いたします。

(i) 企業活動の基本方針

当社グループは、「ASICS SPIRIT」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があれかし - "Anima Sana In Corpore Sano"」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology - スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行う。

- ・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

(ii) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動及び企業倫理の観点から企業行動のあり方を、「アシックスCSR方針」に定めるとともに、これを役員及び使用人一人ひとりの行動に具体化した「アシックスグローバル行動規範」及びグローバルポリシーを制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本とする。

「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」及びグローバルポリシーの徹底を図るため、グローバルコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスへの取組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員及び使用人が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行う。

内部監査部門は、社長の直轄組織とし、単独であるいは監査等委員会・会計監査人と連携して、当社グループのコンプライアンスの状況等を監査し、社長、各取締役、執行役員並びに監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員（以下、「選定監査等委員」という。）に直接報告を行う。

当社グループは、「グローバル内部通報方針」に基づき、当社グループを対象としたグローバル内部通報システムを置き、役員及び使用人並びにビジネスパートナーが「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」及びグローバルポリシーを逸脱する行為を知り、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、通報窓口において、専用メール、電話、手紙などでの連絡・相談を受け付け、コンプライアンス委員会が事態の迅速な把握及び是正を行う。コンプライアンス委員会は、状況を適宜、監査等委員会または選定監査等委員に報告する。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを行わない。

また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたない。

(iii) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者及びその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役及び執行役員に業務執行を行わせる。

代表取締役及び執行役員は、取締役会において制定された長期ビジョン、中期経営計画及び各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門及び各子会社の具体的な目標を設定し、月次、四半期毎の業績管理を行う。

取締役会は、定例的に開催し、法定決議事項のほか当社グループの重要な経営方針、重要な業務執行に関する一定の事項の決定を行うとともに、代表取締役及び執行役員の業務執行状況の監督等を行う。

当社は、取締役会決議事項その他当社グループの経営に関する重要事項の審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、会長、社長、執行役員、統括部長及び社長が指名した者を出席者とする経営会議を定例的に開催する。

また、グローバル視点から全体最適を議論する場として、年2回、本社役員と全ての地域事業会社のCEOが参加する「グローバルサミット」を開催する。当社は、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、当該会議体や執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行う。

(iv) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスクマネジメント規程に基づき、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会及びリスクマネジメントチームを設置する。リスクマネジメント委員会は、危機発生の回避及び危機発生時の損失を最小化するために、ビジネス戦略に伴う優先して対応すべきリスクの特定と担当部門を決定し、リスクを総括的に管理する。また、その活動を取締役に年2回報告する。各部門から選出されたリスクオーナーは、担当するリスクに対する低減アクションをリードし、進捗管理を行う。リスクマネジメントチームは、リスクマネジメント全体が有効かつ適切に行われるようモニタリングする。

当社グループは、クライシスマネジメント規程に基づき、危機管理担当役員を設置する。危機管理担当役員は、危機に発展する可能性のある事件及び事故を認知した際には、同規程に定められた方法及び経路で速やかに会長・社長へ報告を行うとともに、同規程にあらかじめ定められた緊急事態レベルに応じて、危機対策本部を設置する。また、危機管理担当役員は、危機対策方針とコミュニケーション戦略等を決定し、対外交渉及び公表を統括し、対策・改善策等の実施を指揮する。

内部監査部門は、定期的にリスク管理状況を監査する。

(v) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、法令、社内規程に基づき、業務執行に係る情報、議事録及び関連資料、その他の重要な情報・文書等の保存を行う。取締役、監査等委員会及び選定監査等委員は、常時これらの文書を閲覧できる。また、情報管理については、グローバル情報セキュリティポリシーなど情報管理に関する社内規程に基づいて行う。

職務権限規程に基づく稟議決裁事項に関しては、申請内容と決裁状況を電子化により可視化し、決裁権限保有者の決裁の記録を電子データで保存する。

(vi) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、当社執行役員または担当部門責任者等がグループ各社の取締役、監査役または各部門責任者等に就任することとする。当社グループ各社の取締役会においては、重要事項の決定と業務執行状況の報告を行うが、グローバルレベルでのグループ全般に関わる重要な事項及び各社の経営計画については、

当社に報告し、承認を得なければならないこととする。また、当社グループ各社の代表者は、当社の基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有するが、当社が定める個別の重要な事項については当社に報告し、承認を得なければならないこととする。

内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を行い、当社グループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、社長、取締役及び執行役員並びに監査等委員会または選定監査等委員に直接報告を行う。

また、財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上の仕組みを構築する。

(vii) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性等に関する事項

監査等委員及び監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置する。

監査等委員会事務局は、監査等委員会の指示に基づき、各部門及び各子会社に対して、監査等に必要な情報の提供を求められることができる。監査等委員会事務局は、監査等委員会の指示に基づき、内部監査部門及び子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査等に関する情報共有を補助する。

また、監査等委員会事務局の使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(viii) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

選定監査等委員は、取締役会・経営会議・リスクマネジメント委員会などの重要会議への出席及び当社グループの役員及び使用人との情報交換並びに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、当社グループ経営全般の状況を把握する。また、監査等委員会は、会計監査人との協議を適宜行うとともに、以下の事項について適宜、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または取締役会から報告を受けることとする。

- ・取締役・使用人の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・重要な情報開示事項
- ・グローバル内部通報システムに通報された事実等

当社グループは、役員及び使用人が監査等委員会及び選定監査等委員からの情報提供依頼に対し、迅速かつ円滑に情報提供することができる体制を整えるとともに、情報提供をした役員及び使用人に対しては不利益な取扱を行わない。

当社は、監査等委員会または監査等委員からの求めに応じ、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用（弁護士、公認会計士等の外部専門家から助言を得るための費用を含む。）の前払または償還並びに債務の処理を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記のとおり、「内部統制基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。当該基本方針について毎年見直しを行うとともに、適宜取締役会に報告し、より適切な内部統制システムの構築に努めています。また、内部統制システムの運用上の問題点について、是正・改善し、必要に応じて再発防止の取組みを実施いたしました。

引き続き取締役会の実効性を高めるため、取締役会の重要案件の事前説明及び重点討議事項の経過・進捗報告強化、社外取締役と執行役員及び次世代リーダー候補の意見交換の継続強化など、取締役会の効率的な運営を促進いたしました。また、株主の皆様のご意見を反映するため、I R・S R活動報告強化を継続いたしました。

リスクマネジメントにつきましては、全社のビジネス戦略に伴う優先的に対応すべき新規リスクの特定・分析・損失回避策の確認を行い、並びに、継続リスクについては半期に一度リスク低減プロセスの進捗アセスメントを行いました。なお、以上の取組みについて、リスクマネジメント委員会及び取締役会にて報告いたしました。

クライシスマネジメントにつきましては、危機管理担当役員を設置し、危機に発展する可能性のある事件及び事故を認知した際には、クライシスマネジメント規程に定められた方法及び経路で速やかに会長・社長へ報告を行うとともに、同規程にあらかじめ定められた緊急事態レベルに応じて、危機対策本部を設置いたしました。特に、11月以降の中東情勢を受け、欧州を中心とした物流の混乱、海上輸送日数の長期化、物流費上昇などが顕在化した際は、迅速にタスクフォースを設置し、事業リスク特定と短中長期の対応方針を確認するなど、事業活動への損失の最小化を図りました。

コンプライアンス経営の強化を図るため、グローバルレベルでコンプライアンス委員会が中心となり、役員・従業員を対象に、ハラスメント、データプライバシーに関するオンライン研修及び集合研修等の教育活動を実施いたしました。グローバル内部通報システムにつきましては、通報案件の調査と是正措置を行いました。従業員のコンプライアンスに関する浸透度を確認することを目的とし、グローバルレベルでのコンプライアンス意識調査を実施し、その結果を分析し、対応課題の抽出をしたうえでアクションプランを策定いたしました。

また、情報セキュリティ委員会が中心となり、グローバルサイバーセキュリティ組織による脆弱性の可視化及び解消、インシデント対応の強化を実施しております。その他、情報セキュリティに関する意識向上のため、情報セキュリティに関する毎年のオンライントレーニング及び理解度テストを実施するとともに、メール訓練を実施いたしました。

会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、当社及び当社グループは、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼こそが強みであり、これを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

(2) 当社の状況及び企業価値向上に向けた取組み

当社は、2030年までの10年間にわたる長期ビジョン「VISION2030」を策定しております。これは、アシックスという会社が将来ありたい姿を長期的な視点で表したものです。

当社の創業哲学「健全な身体に健全な精神があれかし」は、世界中の人々に心身ともに健康で幸せな生活を実現してほしい、という私たちの願いそのものを表しています。変わりゆく世界のなかで、この創業哲学は、これからの社会、人々から、これまで以上に必要とされるものだと確信しています。当社はこの想いを引き続きコアとして守りながら、より広い視野で心身の健康向上に寄与するプロダクト、サービス、環境を提供していきます。

2030年とその先に向けて、当社は「プロダクト（パーソナライズされたプロダクト）」「ファシリティとコミュニティ（最適な環境や仲間とのつながり）」「アナリシスとダイアグノシス（パーソナルデータに基づいたコーチング）」の3つの事業ドメインで事業を拡張していきます。

また、すべての事業ドメインに共通して、「デジタル」「パーソナル」「サステナブル」の3つのテーマを掲げています。進化を続けるデジタル技術を活用し、各個人に合わせてパーソナライズされた製品・サービスを、環境に配慮したサステナブルな手法で開発・提供していきます。

これら3つのテーマを通じて、3つの事業ドメインを単独で成長させつつ、それぞれの事業ドメインが交わることで相乗効果を生み出し、価値の最大化をはかります。あらゆる角度からお客さま一人ひとりに最適な価値を提供することで、質の高いライフスタイルの実現に貢献することを目指します。

加えて、当社は、創業の精神「ASICS SPIRIT」に基づき、株主、お客様、社会、従業員などのステークホルダーとの強い信頼関係を構築することで、当社グループを持続的に成長させ企業価値の長期継続的な向上を目指しております。また、当社の創業哲学を具現化した「Sound Mind, Sound Body」というグループ共通の価値観の下、お客様に喜んでいただける魅力的でかつ地球環境にやさしいサステナブルな商品・サービスを提供し続けていくことで、持続可能な社会に貢献することを目指しております。そのために、健全で透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを構築し、経営の監督及び監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに引き続き努めてまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、2023年1月24日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針」を継続しないことを決議し、同対応方針の有効期間が満了する2023年3月24日開催の定時株主総会終結の時をもって同方針を廃止いたしました。当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為が行われる場合には、当該大規模な買付を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求めるとともに、独立社外取締役の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記の取組みは、上記の基本方針の実現のための、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に向けた取組みとなっております。したがって、当社は、上記の取組みは、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識しております。

「中期経営計画2023」において設定いたしました中期経営計画期間内の連結総還元性向50%以上の方針、「中期経営計画2026」の中で掲げました資本水準の最適化及び株主還元方針に基づき利益配分を実施してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当（基準日6月30日）及び期末配当の年2回を基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績や営業キャッシュ・フローが大幅に改善した状況を総合的に勘案し、1株につき40円といたしたいと存じます。

これにより当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金25円を含め、1株につき65円となります。

以上に記載の金額、株式数及び数値の表示単位未満の端数は、とくに記載がない限り切り捨てて表示しております。なお、割合については、小数点第2位または第3位を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	23,972	15,655	121,266	△9,834	151,060
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△8,976		△8,976
親会社株主に帰属する当期純利益			35,272		35,272
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		180		122	302
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	180	26,295	117	26,593
当 期 末 残 高	23,972	15,836	147,561	△9,717	177,653

	その他の包括利益累計額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	3,073	6,153	11,245	△917	19,554	295	1,819	172,729
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					-			△8,976
親会社株主に帰属する当期純利益					-			35,272
自己株式の取得					-			△4
自己株式の処分					-			302
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	407	△3,911	11,058	45	7,601	△23	△99	7,478
連結会計年度中の変動額合計	407	△3,911	11,058	45	7,601	△23	△99	34,071
当 期 末 残 高	3,480	2,241	22,304	△871	27,155	271	1,720	206,801

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 57社

主要な連結子会社の名称

事業報告の「①企業集団の現況に関する事項 (4) 重要な親会社および子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

前連結会計年度において連結子会社であった2社は清算したため、連結の範囲から除いております。また、前連結会計年度において連結子会社であった7社は、関係会社株式を売却したため、連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

亜瑟士商事股份有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

亜瑟士商事股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法、ただし、債券につきましては償却原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産除く）
当社及び国内連結子会社は、定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法
在外連結子会社は、定額法
なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 2年～50年
機械装置及び運搬具 1年～17年
工具、器具及び備品 1年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産除く）
定額法
自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法
また、企業結合によって資産及び負債を時価にて再評価したことにより計上した無形固定資産の主なものにはブランド、顧客基盤などがあり、償却年数は6年～20年であります。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
使用権資産
リース期間に基づく定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は主として個別判定で計上することにしております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。
- ① 商品及び製品の販売
スポーツ用品等販売事業においては、主にスポーツ用品等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客と合意した地点に商品及び製品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。
- ② スポーツ施設運営事業
スポーツ施設運営事業においては、主に長期のスポーツ施設の運営及び運営受託を行っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社は発生連結会計年度より費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

ヘッジ対象

為替予約及び通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

当社グループは、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引及び通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金及び社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

ヘッジの有効性評価の方法

為替予約につきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップ及び通貨オプションにつきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

④ グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

⑤ グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

5. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において独立掲記しておりました、「流動負債」の「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「資産除去債務」は61百万円です。

また、前連結会計年度において独立掲記しておりました、「固定負債」の「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「資産除去債務」は1,823百万円です。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました、「営業外収益」の「債務免除益」は、金額的重要性が乏しくなったため、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「債務免除益」は551百万円です。

7. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 12,319百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の認識に際しては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

b. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来獲得しうる課税所得の基礎となる将来の事業計画には現在の経営環境と今後の見通しを踏まえた売上予測や販管費コントロールの見込みが含まれ、経営者の判断を伴う主要な仮定により影響を受けます。

主要な仮定は、成長率及び主要な国内販売子会社であるアシックスジャパン株式会社の見込販売数量や販売価格であります。

c. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営者は、上記の仮定は妥当なものと考えておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれん

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 6,250百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法及び主要な仮定

当社グループは、国内外でレース登録プラットフォームを提供する会社の株式を取得し、取得原価を企業結合日における識別可能な資産及び負債に配分し、差額としてのれん等を算定しております。

のれん等は、每期、事業環境の変化や業績の悪化などに基づき、減損の兆候の判定を行います。減損の兆候があると判断された場合、事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、これが帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識することとしております。

b. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営者は、上記の仮定は妥当なものと考えておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合にはのれん等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

第三者の借入金等に対して、投資有価証券328百万円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 61,957百万円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

受取手形 8,901百万円

売掛金 56,691百万円

4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 1,985百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
店舗資産	北米・欧州等	建物及び構築物・ 工具、器具及び備品・ リース資産等	3,706
その他	日本・北米	工具、器具及び備品・ ソフトウェア等	871
合計	—	—	4,577

当社グループの店舗の資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額を零と見込んでいる場合には、正味売却価額を零として帳簿価額の全額を減額しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー（割引率は9.2～11.6%）に基づき算定しております。

2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 570,463百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末の株式数 (株)
普通株式	189,870,559	—	—	189,870,559

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末の株式数 (株)
普通株式	6,700,633	18,996	85,040	6,634,589

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加18,996株は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加17,827株及び単元未満株式の買取請求による増加1,169株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少85,040株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少72,846株、新株予約権の行使による減少12,100株及び単元未満株式の売渡請求による減少94株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	4,396	24.0	2022年12月31日	2023年3月27日
2023年8月8日 取締役会	普通株式	4,580	25.0	2023年6月30日	2023年9月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月22日 定時株主総会	普通株式	7,329	利益剰余金	40.0	2023年12月31日	2024年3月25日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 147,300株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものにつきましては、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日及び償還日は決算日後5年以内であります。

デリバティブ取引は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で、外国為替の実需の範囲内で為替予約取引等を行うものとしております。

また、借入金及び社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項（5）その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ② 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び当社グループは、営業債権につきまして、各販売部門における管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券投資につきましては、「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」において定められた権限の中で決裁を得るものとしており、かつ主に格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当社及び当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い国際的な金融機関等に限定されており、相手方の債務不履行によるリスクはほとんどないものと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び当社グループは、デリバティブ取引に関して、「デリバティブ取引管理基準」及び「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」を社内規程として整備し、運用しております。

取引の実行及び管理につきましては、これらの社内規程に基づき、経理財務部門にて行っておりますが、実行担当者と管理担当者を分離し、取引内容、取引残高及び運用の管理を行っております。

また、取引の内容等につきましては、適宜管掌役員より経営会議に報告されております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、一部の連結子会社におけるデリバティブ取引、有価証券及び投資有価証券につきましては、「職務権限規程」に基づく決裁により取引を実行しており、あわせて管理部門において定期的な管理・報告がなされております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	9,514	9,514	－
資産計	9,514	9,514	－
(3) 社債 （1年内償還予定のものも含む）	80,000	79,871	△128
(4) リース債務 （1年内返済予定のものも含む）	49,530	44,422	△5,107
(5) 長期借入金 （1年内返済予定のものも含む）	2,587	2,573	△13
負債計	132,118	126,867	△5,250
デリバティブ取引（*3）	3,544	3,544	－

- （*1）現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
- （*2）市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	725
投資事業組合出資金等	1,866

- （*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9,385	—	—	9,385
社債	—	—	128	128
資産計	9,385	—	128	9,514
デリバティブ取引計 (*)	—	3,544	—	3,544

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	79,871	—	79,871
リース債務	—	44,422	—	44,422
長期借入金	—	2,573	—	2,573
負債計	—	126,867	—	126,867

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債は、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としているため、その時価をレベル3に分類しております。

デリバティブ取引

観察可能な市場情報に基づく重要なインプット及び取引先金融機関から入手した時価情報により算出しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価につきましては、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算出しており、その時価をレベル2に分類しております。

リース債務

リース債務の時価につきましては、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引いて算出しているため、その時価をレベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、その時価をレベル2に分類しております。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは「日本」「北米」「欧州」「中華圏」「オセアニア」「東南・南アジア」及び「その他」の7つの報告セグメントに区分しております。当該報告セグメントは、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としております。そのため、これらの報告セグメントで計上する収益を売上高として表示しております。また、事業別の収益は、事業区分に基づき分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上高との関連は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額	合計
	日本地域	北米地域	欧州地域	中華圏地域	オセアニア地域	東南・南アジア地域	その他地域		
スポーツ用品等販売事業	102,195	114,584	147,935	77,416	38,459	27,106	49,842	-	557,540
スポーツ施設運営事業	-	-	-	-	-	-	-	2,605	2,605
その他(注)	-	-	-	-	-	-	-	10,317	10,317
顧客との契約から生じる収益	102,195	114,584	147,935	77,416	38,459	27,106	49,842	12,922	570,463
外部顧客に対する売上	102,195	114,584	147,935	77,416	38,459	27,106	49,842	12,922	570,463

(注) 「その他」は、ランニングアプリの利用料及びレース登録プラットフォームの提供などから生じる収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

① 商品及び製品の販売

スポーツ用品等販売事業においては、主にスポーツ用品等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客と合意した地点に商品及び製品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。

取引価格を算定するに当たり、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に受け取ると見込まれる金額から返品、値引及びリベートなどの金額を控除して測定しております。

返品及び値引については、将来発生し得ると考えられる予想金額を、過去実績に基づく返品率及び値引率から算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債及び値引に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。リベートについては、取引の対価の変動部分を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。

有償支給取引では、顧客との契約において約束された対価から、有償受給取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

② スポーツ施設運営事業

スポーツ施設運営事業においては、主に長期のスポーツ施設の運営及び運営受託を行っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しており、重要な変動対価はありません。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約により生じた契約残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	70,692	65,593
契約負債	1,581	1,985

契約負債は、主に、ランニングアプリ利用料を顧客から一括で受領することによる前受収益や顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当期中の契約負債の残高の重要な変動や過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益に重要な事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,117円73銭
2. 1株当たり当期純利益	192円52銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	192円37銭

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2024年2月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号及び当社定款第39条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

中期経営計画2023における株主還元方針、中期経営計画2026の中で掲げた資本水準の最適化及び株主還元方針に基づき、自己株式の取得をするものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得しうる株式の総数	400万株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	150億円（上限）
(4) 取得期間	2024年2月13日～2024年6月30日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	87,177
現金及び預金	56,968
売掛金	9,142
商品及び製品	2
仕掛品	0
原材料及び貯蔵品	53
前渡金	18
前払費用	740
関係会社短期貸付金	8,033
未収入金	6,676
その他	5,619
貸倒引当金	△78
固定資産	85,510
有形固定資産	13,190
建物	7,943
構築物	299
機械装置及び運搬具	95
工具、器具及び備品	355
土地	4,066
リース資産	330
建設仮勘定	100
無形固定資産	16,848
借地権	48
商標権	0
ソフトウェア	13,464
リース資産	981
その他	2,354
投資その他の資産	55,471
投資有価証券	8,910
関係会社株式	41,132
出資金	1
関係会社出資金	3,240
従業員に対する長期貸付金	5
関係会社長期貸付金	4,770
長期前払費用	273
敷金及び保証金	134
繰延税金資産	939
その他	604
貸倒引当金	△4,541
資産合計	172,688

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	49,291
支払手形	342
買掛金	1,851
1年内償還予定の社債	20,000
リース債務	432
未払金	659
未払費用	7,199
未払法人税等	153
預り金	18,384
その他	269
固定負債	64,768
社債	60,000
長期借入金	2,500
リース債務	908
退職給付引当金	1,177
その他	183
負債合計	114,060
(純資産の部)	
株主資本	55,109
資本金	23,972
資本剰余金	6,354
資本準備金	6,000
その他資本剰余金	354
利益剰余金	34,308
その他利益剰余金	34,308
別途積立金	8,000
圧縮積立金	1,283
繰越利益剰余金	25,025
自己株式	△9,526
評価・換算差額等	3,246
その他有価証券評価差額金	3,246
新株予約権	271
純資産合計	58,627
負債・純資産合計	172,688

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
営 業 収 益		
□ イ ヤ ル テ ィ 収 入 等	32,518	
そ の 他 の 営 業 収 入 等	904	33,423
営 業 費 用		35,275
営 業 損 失		△1,851
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	234	
受 取 配 当 金	27,017	
受 取 賃 貸 料	316	
移 転 価 格 税 制 調 整 金	2,587	
そ の 他	83	30,238
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	95	
社 債 利 息	114	
社 債 発 行 費	127	
為 替 差 損	171	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	895	
賃 貸 収 入 原 価	322	
そ の 他	51	1,777
経 常 利 益		26,608
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,478	
関 係 会 社 売 却 益	3,008	
子 会 社 清 算 益	148	4,635
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	26	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	8,835	
減 損 損 失	2	
収 益 構 造 改 善 損	4	8,869
税 引 前 当 期 純 利 益		22,374
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△224	
法 人 税 等 調 整 額	1,210	985
当 期 純 利 益		21,388

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	23,972	6,000	173	6,173	8,000	1,294	12,602	21,896	△9,643	42,399
事業年度中の変動額										
圧縮積立金の取崩				-		△11	11	-		-
剰余金の配当				-			△8,976	△8,976		△8,976
当 期 純 利 益				-			21,388	21,388		21,388
自己株式の取得				-				-	△4	△4
自己株式の処分			180	180				-	122	302
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-				-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	180	180	-	△11	12,423	12,411	117	12,709
当 期 末 残 高	23,972	6,000	354	6,354	8,000	1,283	25,025	34,308	△9,526	55,109

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	2,797	△3	2,793	295	45,489
事業年度中の変動額					
圧縮積立金の取崩			-		-
剰余金の配当			-		△8,976
当 期 純 利 益			-		21,388
自己株式の取得			-		△4
自己株式の処分			-		302
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	448	3	452	△23	428
事業年度中の変動額合計	448	3	452	△23	13,138
当 期 末 残 高	3,246	-	3,246	271	58,627

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法、ただし、債券については償却原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 2年～12年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権などの貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

(1) ライセンスの供与

当社の知的財産に関するライセンスを含む商品を、ライセンス先の企業が販売することによりロイヤルティ収入が生じております。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識しております。

(2) コミッション収入

子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務などにつきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

為替予約及び通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

当社は、主に材料の輸入による買入債務などの為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引及び通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金及び社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップ及び通貨オプションにおきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容などによりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました、「固定負債」の「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「資産除去債務」は41百万円です。

8. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 939百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 7. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

第三者の借入金等に対して、投資有価証券328百万円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,918百万円

3. 保証債務

子会社のリース取引に対し、保証を行っております。

リース取引に対する債務保証

アシックスアメリカコーポレーション 4,283百万円

合 計 4,283百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 14,334百万円

短期金銭債務 22,209百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

営業収益 32,533百万円

その他の営業取引高 2,783百万円

営業取引以外の取引高 31,337百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	6,700,633	18,996	85,040	6,634,589

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加18,996株は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加17,827株及び単元未満株式の買取請求による増加1,169株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少85,040株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少72,846株、新株予約権の行使による減少12,100株及び単元未満株式の売渡請求による減少94株であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	8,034百万円
組織再編に伴う関係会社株式	6,021百万円
繰越欠損金	1,770百万円
関係会社出資金評価損	1,477百万円
繰越外国税額控除等	1,389百万円
貸倒引当金	1,304百万円
退職給付引当金	360百万円
その他	984百万円
繰延税金資産小計	21,341百万円
評価性引当額	△18,648百万円
繰延税金資産合計	2,693百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,180百万円
固定資産圧縮積立金	565百万円
その他	6百万円
繰延税金負債合計	1,753百万円
差引：繰延税金資産純額	939百万円
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
固定資産－繰延税金資産	939百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金など永久に益金に算入されない項目	△7.0%
外国子会社配当金益金不算入	△29.1%
評価性引当額の増減	5.9%
その他	3.5%
税効果会計適用後の法人税負担率	4.4%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	アシックスジャパン株式会社	所有 直接100.0	ロイヤルティ等 の受取、支払代 行	ロイヤルティ等	5,578	売掛金	456
				支払代行等	12,456	未収入金	2,032
				利息の受取	27	短期貸付金	5,836
子会社	アシックス商事株式会社	所有 直接100.0	ロイヤルティの 受取、業務委託 手数料の支払	利息の支払	6	預り金	10,909
子会社	アシックス・スポーツコンプレックス 株 式 会 社	所有 直接100.0	ロイヤルティ等 の受取	利息の受取	4	短期貸付金	2,247
子会社	アシックスアメリカコーポレーション	所有 間接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	7,204	売掛金	649
				債務保証	4,283	—	—
子会社	アシックスヨーロッパB.V.	所有 直接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	8,805	売掛金	714
子会社	亞 瑟 士 (中 国) 商 貿 有 限 公 司	所有 間接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	3,868	売掛金	884
				利息の支払	0	預り金	4,974
子会社	ア シ ッ ク ス ブラジル リ ミ タ ー ダ	所有 間接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	548	売掛金	4,376
子会社	ホ グ ロ フ ス A B	所有 直接100.0	金銭債権	金銭の貸付等	5,400	短期貸付金	5,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 日本地域の子会社に対する資金の貸付及び預りにつきましては、当社が資金の一元管理を行っております。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、当事業年度末の残高のみ記載しており、取引金額には利息の受取額及び支払額を記載しております。
- (2) 利息の受取及び支払につきましては、市場金利を勘案し利率を決定しております。
- (3) アシックス・スポーツコンプレックス株式会社に対する貸付については、1,803百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において387百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (4) 債務保証は、リース取引に関するものであります。
- (5) アシックスブラジルリミターダに対する取引金額には、当社が代理人として行った取引を含んでおります。当該取引金額については純額で表示しております。
- (6) ホグロフスABは、当事業年度において全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。なお、上記金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 318円47銭
2. 1株当たり当期純利益 116円75銭

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2024年2月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号及び当社定款第39条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

中期経営計画2023における株主還元方針、中期経営計画2026の中で掲げた資本水準の最適化及び株主還元方針に基づき、自己株式の取得をするものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 400万株（上限） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 150億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2024年2月13日～2024年6月30日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社アシックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アシックスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えたと合理的と考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上